

大阪市規則第 2 2 1 号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の
清潔保持に関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成 5 年大阪市規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「市長が」を「市規則で」に改める。

第 29 条第 1 項中「市長が」を「市規則で」に改め、同条第 2 項第 1 号イ中「方法」を「方法。この場合において、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物（政令第 6 条第 1 項第 1 号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。以下同じ。）が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物の容器の使用の有無その他保管の方法を明らかにしなければならない。」に改め、同号ウ中「第 6 条第 1 項第 1 号ロ及びハ、第 6 条の 5 第 1 項第 1 号ロ、ハ及びニ並びに第 16 条第 2 号ニ、ホ及びヘ」を「第 6 条第 1 項第 1 号ハからヘまで、第 6 条の 5 第 1 項第 1 号ロからニまで及び第 16 条第 2 号ニからヘまで」に、同項第 4 号ア中「方法」を「方法。この場合において、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物の処分の方法を明らかにしなければならない。」に改め、同条第 3 項中「市長が」を「市規則で」に改める。

第 29 条の 2 第 3 項第 2 号中「種類」を「種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。次条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号、第 29 条の 4 第 2 項第 1 号並びに第 33 条の 2 第 4 項第 3 号において同じ。）」に改める。

第 29 条の 3 第 1 項第 7 号中「保管量」を「保管量。この場合において、当該事業場で保管する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物の保管量を明らかにしなければならない。」

に改める。

第29条の4第3項中「第6条第1項第1号ハ」を「第6条第1項第1号ホ」に、「第3条第1号ト(1)(ロ)」を「第3条第1号リ(1)(ロ)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。